

清泉女学院大学及び清泉女学院短期大学 教員の任期に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「大学の教員等の任期に関する法律」(以下「任期法」という。)(平成9年6月13日法律第82号)第5条第1項の規定に基づき期限付きで雇用する教員(以下「任期制適用教員」という。)の任期について、必要な事項を定める。

(任期制適用教員の就業形態区分と適用事項)

第2条 任期制適用教員が雇用される組織、職位、任期及び更新に関する事項は、別表のとおりとする。

2 別表に定める職に異動があった任期制適用教員の雇用期間は、異動の日から同表に定める任期とする。

(雇用契約)

第3条 任期制適用教員を雇用する場合は、任期について同意を得たうえで、任期のほか雇用条件を明示した雇用契約を締結する。

2 雇用契約は、任期の途中であっても本人の申し出により解約することができる。ただし、解約の日は、教育研究活動に支障のないよう協議のうえ決定する。

3 任期満了した教員は、更新される場合を除き、任期期限に退職する。

(再任用に関する事項)

第4条 任期制適用教員の再任用に関する事項は、関連規程に定める。

2 非常勤教員を除き、任期が到来する教員の再任用又は契約更新の可否について、業績審査を教員選考委員会で行い、学長に答申する。

3 学長は答申に基づき再任用又は契約更新の可否を決定し、任期期限の6か月前までに当該教員に通知する。

4 再任用の上限年数又は上限回数が定められている就業形態による区分において、その上限に到達し、定年制教員として雇用する場合は、教員選考規程に基づき選考手続きをする。

(規程の公表)

第5条 この規程は、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表

組織	就業形態による区分	資格	任期	再任用の可否
大学 学部 短期大学 科	任期制教員	教授、准教授、講師、助教	3年以内	可
	特任教員1 J	教授、准教授、講師、助教	1年	可
	特任教員1 S	教授、准教授	3年以内	可
	特任教員2	教授、准教授、講師、助教	1年	可
	非常勤教員		1年	可